

町田市内の東急田園都市線沿線地域におけるまちづくりの推進に関する協定書
(第1回更新)

町田市（以下「甲」という。）及び東京急行電鉄株式会社（以下「乙」という。）は、町田市内の東急田園都市線沿線地域（以下「対象地域」という）のまちづくりに関して、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

(基本理念)

第1条 甲及び乙は、対象地域の将来にわたる持続的な発展のため、郊外住宅地における人口減少や高齢化、施設老朽化等に起因する諸課題に対して甲乙共同で取り組むこととし、暮らす、働く等さまざまな活動を通じた地域の魅力や楽しさ、生きがいなどを実感できる、居住、交通、就労、健康維持等の環境形成・向上に向けたまちづくりに多面的に取り組む、「選ばれ続ける郊外」としての新たな価値創造を目指すものとし、基本理念として共有する。

(目的)

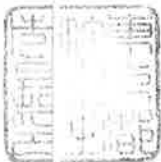
第2条 本協定は、別紙に定める区域内にて甲乙共同で取り組む「南町田拠点創出まちづくりプロジェクト」、及び当該プロジェクトで創出する「新たな暮らしの拠点」である南町田グランベリーパークを中核として、甲及び乙が緊密な連携のもと、前条の基本理念を掲げて対象地域の持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(検討事項)

第3条 甲及び乙は、本協定の基本理念及び目的を実現するため、次に掲げる事項について連携協力を図りながら、対象地域のまちづくりについて検討することを確認する。

なお、検討にあたっては、「町田市都市計画マスタープラン」、「南町田駅周辺地区拠点整備基本方針」など関連する計画・方針等を踏まえるものとする。

- (1) 対象地域の持続可能なまちづくりの推進に関する事項
- (2) 南町田グランベリーパークの魅力を維持・向上するためのまちづくりの推進に関する事項
- (3) 対象地域の自然資源や商業資源等を含めた、一体的な賑わいづくり、拠点機能の強化、関連する社会基盤の整備、及びそれらを持続させるための仕組みづくりに関する事項
- (4) 多摩都市モノレール町田方面延伸を契機にした、対象地域とその他の町田市内地域（以下、「対象地域等」という。）における拠点間連携に関する事項



- (5) 前4号に掲げるもののほか、甲乙連携による検討が必要と認められる事項

(市民との連携)

第4条 甲及び乙は、対象地域等のまちづくりの推進に当たり、市民や地域団体との連携により進めていくものとする。

(役割分担等)

第5条 甲及び乙は、対象地域等のまちづくりの推進に当たり、役割分担等については今後協議の上、定めるものとする。

(推進体制)

第6条 甲及び乙は、対象地域等のまちづくりの推進に当たり、個別プロジェクトの実施などを円滑かつ着実に推進するための体制等について、今後協議の上、定めるものとする。

(費用負担)

第7条 甲及び乙は、第3条に定める検討事項において発生する費用の負担等については今後協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2024年3月末日までとする。更新に関する協議については、別途甲乙協議の上定めるものとする。

(協議事項)

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、お互い誠意をもって解決にあたるものとする。

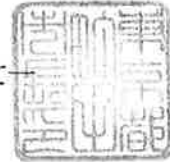
《 以下余白 》

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

以上

2019年4月1日

甲 東京都町田市森野2丁目2番22号
町田市
市長 石阪 丈一



乙 東京都渋谷区南平台町5番6号
東京急行電鉄株式会社
取締役社長 高橋 和夫



別紙

位置・範囲図

